

事務連絡
2023年3月28日

関係各位

一般社団法人室苦植物検疫協会

検査証明書の取扱いについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。毎度格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、一般社団法人全国植物検疫協会を通じ、農林水産省消費・安全局植物防疫課より、下記内容の通知がありましたのでお知らせいたします。

敬具

記

植物等の輸入に当たり添付を求めている検査証明書については、デジタル化の進展に伴い電子媒体で発行を行う輸出国が増加し、一部の輸出国では、同国政府が正規に発行したものであることの確認が可能となっています。

このため、電子媒体の検査証明書（電子媒体を印刷したものを含む。）について、以下のいずれかの要件を満たす場合、検査申請時に検査証明書原本添付がなくても検査及び合格（認可）証発給を実施します。なお、事後に原本が到着した場合は提出する必要があります。

（満たすべき要件）

- ① 植物防疫所により、当該検査証明書が輸出国政府機関により発行されたものであることを確認できたもの
- ② 輸出国政府機関から植物防疫所に PDF ファイルとして直接メール送付されたもの

なお、2020年4月17日付事務連絡にてメールいたしました、「植物検疫証明書原本の到着が新型コロナウイルスの影響により遅延する場合の暫定的な対応について」は廃止されます。

以上

※満たすべき要件①について、当会実績では現在、オーストラリア、フランス、デンマーク等が対応国となりますが、各国の対応が変化する可能性があるため、不明な場合は、お問い合わせください。